⑰　契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

詳細は特記仕様書等による。

⑱　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑲　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑳　支払条件

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

㉑　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

㉒　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Toda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of matsunaga-road kamura viaduct

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 5 October 2012

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 5 : 00 P.M. 9 November 2012

⑹　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 30 A.M. 21 December 2012

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成24年9月20日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　川﨑　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成24―25年度箸蔵第２トンネル工事

⑶　工事場所

自　徳島県三好市池田町西山

至　徳島県三好市池田町州津

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝300m、トンネル延長Ｌ＝275m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、幅員Ｗ＝7.5m、内空断面積Ａ＝51.2㎡、掘削工Ｌ＝271.1m、Ｖ＝20,470㎥、橋台（Ｈ＝6.8m）Ｎ＝１基、深礎杭（φ3.0m）Ｎ＝２本（Ｌ＝16.5m、13.5m）

⑸　工期　平成26年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　約3,600㎥、鋼材　約180ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に技術提案等の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

２）本工事は、総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した入札参加者に要求される資格等の申請書（以下「申請書」という。）、入札参加者に要求される資格等の資料（以下「資料」という。）及び技術提案①（「覆工コンクリートの品質向上に関する技術提案」）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り、技術提案②（「斜坑口部における支保工の品質向上に関する技術提案」）と入札書の同時提出を求め、開札後に技術提案②の評価等を行う技術提案段階選抜方式二封筒事後審査型総合評価落札方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

６）本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえた既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払い方式」を採用する。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

⑻　本工事は、資料提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　入札参加者に要求される資格及び指名する基準

次の⑴に掲げる資格、基準を満たす者を指名し、入札への参加を認める。

⑴　一次審査（入札参加者を指名）

１）入札参加者に要求される資格

総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した申請書及び資料及び技術提案①を提出した者で、次の１．から12．までの要件を満たす者であること。

１．予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２．四国地方整備局における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の内、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

３．四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること（上記２．の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

４．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２．の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５．平成９年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が平成９年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。